

○日時 令和7年1月22日(水)
10:00~11:00
○場所 ウェルとばた3階・中ホール

北九州市・日産自動車株式会社・福岡県 立地協定締結式

次 第

1 日産自動車紹介 VTR

2 登壇者入場・紹介

3 登壇者挨拶

(日産自動車(株)取締役、執行役副社長、チーフモノづくりオフィサー 坂本 秀行)
(北九州市長 武内 和久)
(福岡県知事 服部 誠太郎)

4 協定書署名

5 質疑応答

6 写真撮影

【問い合わせ先】産業経済局企業立地支援課
課長:石橋、係長:池田
電話:093-582-2065

立地協定書

日産自動車株式会社（以下「甲」という。）と福岡県（以下「乙」という。）及び北九州市（以下「丙」という。）は、甲の新たな事業所の設置及び操業に関して、相協力してその実現を図るため、次のとおり立地協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（基本理念）

第1条 甲、乙及び丙は、共存共栄を基本理念とし、人権を尊重し、信義を重んじ、誠実に本協定に定められた事項を履行する。

（新事業所の設置）

第2条 甲は、新たな事業所を、福岡県北九州市 に設置する。

（支援体制）

第3条 乙及び丙は、甲の事業所の設置及び操業が円滑に遂行できるよう最大限の支援に努める。

（地域振興）

第4条 甲は、地域の雇用機会の増大、地域産業の活用により、地域経済の振興、地域産業の発展に寄与するものとする。

（従業員の採用）

第5条 甲は、事業所の従業員について、地域の雇用情勢を配慮しつつ、可能な限り地元雇用の優先に努め、乙及び丙は、甲の従業員確保について誠意をもって協力する。

（環境保全）

第6条 甲は、法令等の基準を遵守するとともに、環境保全に万全を期するものとする。

（優遇措置）

第7条 乙及び丙は、甲に対する優遇措置の適用にあたり、最大限の努力を行うものとする。

（事前連絡）

第8条 甲は、経済情勢の変動、その他の理由により、事業所設置の計画の内容に大幅な変更が生じる場合は、事前に乙及び丙に連絡するものとする。

（協議）

第9条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲、乙及び丙は、誠実に協議を行い解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、当事者の署名の上、各自1通を保有する。

令和7年1月22日

甲 日産自動車株式会社

執行役副社長

乙 福岡県

福岡県知事

丙 北九州市

北九州市長